

三重県精神保健福祉審議会条例

昭和四十年十月十五日
三重県条例第四十六号

改正 昭和四七年 三月三一日三重県条例第四号	昭和五三年一〇月 六日三重県条例第三二号
昭和六一年 三月三一日三重県条例第七号	昭和六三年 六月三〇日三重県条例第二六号
平成 七年 三月一五日三重県条例第六号	平成 七年 七月 五日三重県条例第三三号
平成一二年 三月二四日三重県条例第三五号	平成一四年 三月二六日三重県条例第二四号
平成一八年 三月二八日三重県条例第二三号	平成三〇年 三月二二日三重県条例第五号

三重県精神衛生審議会条例をここに公布する。

三重県精神保健福祉審議会条例

題名改正〔昭和六三年条例二六号・平成七年三三号〕

(設置)

第一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第九条第一項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、三重県精神保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を置き、その組織及び運営に関しては、同条第三項の規定に基づき、この条例の定めるところによる。

全部改正〔平成一二年条例三五号〕、一部改正〔平成一八年条例二三号〕
(所掌事務)

第二条 審議会は、次の事項について調査審議する。

- 一 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項
- 二 その他知事が必要と認める事項

追加〔平成一八年条例二三号〕

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

追加〔平成一八年条例二三号〕

(委員)

第四条 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- 一 精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者
 - 二 精神障害者の医療に関する事業に従事する者
 - 三 精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者
- 2 委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

追加〔平成一八年条例二三号〕

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるときは、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

一部改正〔昭和五三年条例三二号・平成一八年二三号〕

(専門委員)

第六条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、専門の学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されたものとみなす。

追加〔平成一八年条例二三号〕

(会議)

第七条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合には、議長の決するところによる。

一部改正〔昭和五三年条例三二号・平成一八年二三号〕

(部会)

第八条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によって定める。

追加〔平成一八年条例二三号〕

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、医療保健部において処理する。

一部改正〔昭和四七年条例四号・五三年三二号・六一年七号・平成七年六号・一八年二三号・三〇年五号〕

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

一部改正〔昭和五三年条例三二号・平成一八年二三号〕

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 三重県精神衛生相談所条例(昭和三十九年三重県条例第二十九号)は、廃止する。

3 特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十六年三重県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表中

「 優生保護審査会の委員	〃 一、〇〇〇円	」
--------------	----------	---

を

「 優生保護審査会の委員	〃 一、〇〇〇円	
精神衛生審議会の委員及び臨時委員	〃 一、〇〇〇円	
精神衛生診査協議会の委員	〃 一、〇〇〇円	」

に改める。

附 則(昭和四十七年三月三十一日三重県条例第四号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則(昭和五十三年十月六日三重県条例第三十二号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六十一年三月三十一日三重県条例第七号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則(昭和六十三年六月三十日三重県条例第二十六号)

- 1 この条例は、昭和六十三年七月一日から施行する。

附 則(平成七年三月十五日三重県条例第六号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則(平成七年七月五日三重県条例第三十三号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成十二年三月二十四日三重県条例第三十五号)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成十四年三月二十六日三重県条例第二十四号)

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成十八年三月二十八日三重県条例第二十三号)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

- 2 この条例の施行の際現に三重県精神保健福祉審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の第四条第一項の規定により三重県 精神保健福祉審議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、平成十八年六月三十日までとする。

附 則(平成三十年三月二十二日三重県条例第五号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。